長野県医療審議会保健医療計画策定委員会運営要領

(設置)

- 第1 保健医療計画に関する事項について調査審議するため、長野県医療審議会(以下「審議会」 という。)に、保健医療計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の21第1項に定める部会とする。

(審議事項)

- 第2 委員会は、次の事項について調査審議する。
 - (1) 第8次長野県保健医療計画の検討に関すること
 - (2) 第8次長野県保健医療計画の作成に関すること
 - (3) その他必要と認められること

(組織)

- 第3 委員会は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員会に属すべき委員及び専門委員は、審議会の会長が指名する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員会に属する委員及び専門委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員又は専門委員のうちから互選された者がその職務を行う。
- 6 委員会に属する委員及び専門委員の任期は、第2の審議事項に関する調査審議が終了したと きまでとする。

(会議)

- 第4 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第5 委員会の事務局を長野県健康福祉部医療政策課に置く。

(補則)

第6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、令和4年9月16日から施行する。